

□議員名：笹木慶之

1 地方創生事業の推進体制、進行管理及びその対応について

論点	まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策として施策・事業を確実に実施し、効果を出していくことが求められる。進行管理の現状と課題について伺う。
回答	現在パブリックコメントを実施しており3月末の策定を予定している。計画期間は27年度を初年度とし、5年である。平成27年度は地方創生先行型交付金事業として、子育てコンシェルジュ事業など7事業に取り組んでいるが、平成28年度は23の事業について重点的に取り組むことにしている。着実な推進を図るため、市長を本部長とする地域創生推進本部を設置し推進状況の把握を行う。加えて有識者会議である地方創生協議会を設置し成果検証や施策展開について意見をいただきながら、毎年度戦略に基づく事業の予算化、実施、評価、検証及び改善に基づき着実な進行管理に努める。

論点	国・県の施策を踏まえながらも、本市の特性に応じた処方箋が必要と思うがその対応は十分か伺う。
回答	本市における人口減少の抑制、地域経済縮小の克服、まちの活性化に向けての様々な施策、取組を戦略的に進める。そのため①安定した雇用をつくる②定着、移住に向けて新しい人の流れをつくる③若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる④持続可能で元気な住みよい地域社会をつくるといった4つの基本目標を定め様々な施策を掲げ取り組んでいく。事業の推進にあたっては、客観的な達成状況の検証を前提とし、適正化に努めるとともに、特に地域の特性に応じた対応が必要な事業についてはその実態を十分に捉え効果的な事業実施に努めていく。

2 地方創生に関連する個別事業について

論点	国の「総合戦略」に盛り込まれた地域の企業・事業者を支援する施策の取組の中に、農林水産業の成長産業化の推進がある。しかし、農業の人材育成のみの取組であり、林業、漁業はどうなっているのか。本市の7割は山林である。藤崎電機の進出、理大の公立化等多
----	--

	面的なものをリンクさせ、山林資源を有効活用し人口定住に結び付ける新しい取組が考えられるのではないかと伺う。
回答	漁業については基盤整備として埴生漁港の整備に継続して取り組んでいる。林業は若干弱いが美祢農林やカルスト森林組合と連携を図りながら努力する。藤崎電機は現在我が国初の竹を熱源とする火力発電の操業に向けて努力しており、東京理大の教授も大きな期待を寄せている。また、総務省等で理大公立化を認めてもらう最大のネックが山口大学の工学部との違いであり同じ事をしていくわけにはいかない。本市の理大に地域連携室と地域連携センターを置き、企業との共同開発を進めていくことにしている。

論点	中山間地域は人口定住・空き家対策・過疎化対策等多くの課題を抱えているが、その中で生活の原点である飲料水の確保は重要な施策ではないか。水道が給水されていない地域について適切な対策が必要と思うが認識と計画を伺う。
回答	生活に直結する行政サービスでありながら提供できてないことを改めて認識した。指摘の件に加え、生活衛生の観点からも既存施設の改修、新施設の設置工事の支援が有効と考え、他市の状況等も参考にし、検討する。

論点	70歳現役社会の構築についていろいろ提案したが、すべてシルバー人材センターを基にした対応である。もちろんシルバー人材センターは有益な団体でありしっかりした取組をしていることは承知しているが、それ以外の対応も重要である。国も大きく着目しているが本市の対応と成果について伺う。
回答	少子化が進む今日、生産労働人口が減少する中今後女性や高齢者の就業はますます重要であると考え。本市においては、雇用能力開発支援センター内にハローワークと共同設置する地域職業相談所において求人情報の提供や職業紹介などを行い雇用確保に取り組んでいる。また、シルバー人材センターと連携協力して官が持つ技能と事業所が求める業務とのマッチングを図るなど新たな就業先開拓に

	<p>取り組んでいる。企業訪問の際には、高齢者の雇用確保や65歳を超えた時の継続雇用をお願いをしている。働く意欲のある高齢者の雇用は、労働力確保のほか健康増進などにも波及するものであり、引き続き70歳現役社会の構築に努める。</p>
--	--

3 市税の納期について

<p>論点</p>	<p>市税等がコンビニエンスストアで納付出来るようになったことは多くの利用者があることから有益な対応と考える。しかし、12月は固定資産税と国民健康保険料等の納期限が異なり、市役所に行かなければ納付できない事態にもなりかねない。納期限を同一にすることが利便性の向上になると思うがその対応について伺う。</p>
<p>回答</p>	<p>市の固定資産税の納期限は市の条例で12月分は12月25日、12月以外の月は月末と定めている。これに対し、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は市の条例で12月分は12月28日、それ以外の月は月末と定めてあり、指摘の通り12月においては納期限に差異がある。納期限を整えることは市民の利便性にかなうものであり、今後納期限の統一に向け協議を進める。</p>